

狭山市告示第 195 号

令和 6 年能登半島地震による被災納税者等に対する狭山市税の申告、納付等の期限を指定することについて次のとおり定める。

令和 6 年 7 月 30 日

狭山市長 小谷野

剛



狭山市税条例(昭和 30 年条例第 11 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 19 日付狭山市告示第 4 号において別途狭山市告示で定めることとされている期日は、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 30 日までの間に到来するものについては、法人の市民税及び市たばこ税を除き、令和 6 年 7 月 31 日とする。